

特定非営利活動法人 glolab 事務局規程

第 1 章 総則

（目的）

第 1 条 この規程は、特定非営利活動法人 glolab（以下「法人」という。）定款第 20 条の規定に基づき、この法人の事務処理の基準その他の事務局の組織及び運営に関し必要な事項を定め、事務局における事務の適正な運営を図ることを目的とする。

第 2 章 組織

（事務局）

第 2 条 事務局に、総務経理部、事業部を置く。

2. 各部の分掌は、別紙の「業務の分掌」に定める。

第 3 章 職制

（職員等）

第 3 条 事務局には、次に掲げる職員を置くことができる。

（1）事務局長

（3）専任職

2. 事務局長は、前項に規定する職制のほか、必要に応じて職員の職務を設けることができる。

第 4 章 職責（職員の職務）

第 4 条 この法人の職員の職務は次のとおりとする。

（1）事務局長は、代表理事の命を受けて、事務局の事務を統括する。

（2）各部の専任職は、代表理事または事務局長の命を受けて、各部の業務に従事する。

（職員の任免及び職務の指定）

第 5 条 職員の任免は、代表理事が行う。

2. 職員の職務は、代表理事が指定する。

第 5 章 事務処理

（事務の決裁）

第6条 事務に関する事項は、原則として担当者が文書によって立案し、代表理事もしくは事務局長の決裁を受けて施行する。

（代理決裁）

第7条 代表理事又は事務局長が出張等により不在である場合において、特に緊急に処理しなければならない決裁文書は、決裁権者があらかじめ指定する者が決裁することができる。

2. 前項の規定により代理決裁した者は、事後速やかに決裁権者に報告しなければならない。

（規格外の対応）

第8条 本規程以外の事務局に関する事項で、文書に関する事項は、別に「文書管理規程」に定める。

（細則）

第9条 この規程の実施に関し必要な事項は、代表理事が理事会の承認を得て、別に定めるものとする。

（改廃）

第10条 この規程の改廃は、理事会の決議による。

付則 1. この規程は令和2年12月1日から施行する。

別紙 業務の分掌

部	分掌事務
総務部	① 資金管理、経理並びに予算策定及び管理 ② 人事および労務 ③ コンプライアンス及びリスク管理関係（コンプライアンス委員会の運営を含む） ④ 内部通報窓口 ⑤ 購買その他の内部システム関係 ⑥ その他上記に関連する事項
事業部	① 事業の実施 ② 広報およびプロモーション ③ その他上記に関連する事項